

呉市教育委員会会議録
(令和4年5月26日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和4年5月26日定例会

- 1 開催日時 令和4年5月26日(木) 14:00開会
15:30閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
委員 吉中由美子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 森川英司
教育部副部長 石川直之
文化スポーツ部副部長 澤康二
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 宇根徹
学校施設課長 惣引利光
学校教育課長 蒲原尚博
学校安全課長 伊藤賀世
学校施設課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 瀧川孝徳
- 5 傍聴者 0人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第26号 令和5年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について
 - (4) 報告第9号 令和5年度使用教科用図書(義務教育諸学校特別支援学級用)の採択手続について
 - (5) 教議第27号 令和5年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
 - (6) 報告第10号 令和5年度使用教科用図書(呉市立呉高等学校)の採択手続について
 - (7) 報告第11号 令和4年度学校別児童・生徒数について
 - (8) 教議第28号 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

- (9) 報告第12号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- (10) 報告第13号 寄附受納について
- (11) 教議第29号 臨時代理の承認について（学校給食の在り方について（報告））
- (12) 報告第14号 専決処分について
- (13) 報告第15号 広島県に対する提案事項について
- (14) 報告第16号 呉市いじめ問題等調査委員会条例第2条第2号の調査の実施について
- (15) 教議第30号 呉市立美術館運営審議会委員の委嘱について

(14:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、佐々木委員・小谷委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

瀧川課長補佐 (令和4年4月25日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第11から第13については、議会に諮る案件のため非公開、日程第14については、今後の調査に影響を及ぼす可能性があるため非公開、日程第15については、人事案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第26号 令和5年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第26号「令和5年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 教議第26号「令和5年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」御説明いたします。

資料をお開きいただく前に、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について御説明します。これは、「一般図書」と呼んでおり、もともとは、教科書として作成されたものではない図書ですが、児童生徒の実態によっては、教科書の役割を果たすものとして認められた教科用図書でございます。

それでは、資料1ページを御覧ください。

本基本方針は、広島県教育委員会が定めた「令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」に準じております。

1の採択基本方針(1)採択の基本を御覧ください。特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、アからエの四つの観点に基づいて調査・研究を行います。

(2)適正かつ公正な採択の確保を御覧ください。適正かつ公正な採択に向けて、教科書発行者等との関係には十分に留意してまいります。

(3)開かれた採択の推進を御覧ください。アにありますとおり、採択の結果及び理由について、採択後、呉市のホームページ上で公表してまいります。また、イに掲げる事項について公開する資料を準備してまいります。

2の方法、組織及び手続は、特別支援学級で使用する教科用図書の採択方法等について定めたものです。

今後、この基本方針に基づき、適正かつ公正に実施してまいります。

説明は以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第26号「令和5年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第9号 令和5年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第4の報告第9号「令和5年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 報告第9号「令和5年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」御説明いたします。資料3ページを御覧ください。

令和4年度使用教科用図書までは、「小・中学校特別支援学級用」と示しておりましたが、令和5年度教科用図書については、来年度から呉市において義務教育学校が設置されることに伴い、「義務教育諸学校特別支援学級用」と示しております。

義務教育諸学校特別支援学級用の教科用図書につきましては、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の中から採択することとなっております。「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」は、検定済教科用図書とも言います。また、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」とは、知的障害特別支援学校用の教科用図書で、☆印が付いているため、「☆（ほし）本」と呼んでいるものです。「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」は、先ほども御説明したとおり「一般図書」と呼んでおり、もともとは、教科書として作成されたものではない図書がほとんどですが、児童生徒の実態によっては、教科書の役割を果たすものとして認められた教科用図書でございます。特別支援学級用の教科用図書は、これらの中から、毎年度、採択することとなっております。

1の採択の方針についてでございますが、先ほど議決いただきました「令和5年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第

1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」によることとしております。

2の採択の手順につきましては、4ページを御覧ください。概要を図で示してございます。

特別支援学級で使用する教科用図書の選定につきましては、説明の②にありますとおり、各小・中学校が「教科書選定会議」を設置し、児童生徒の障害の状況及び発達段階に適合した教科用図書を選定することとしております。

採択の手順としましては、各小・中学校が「教科書選定会議」で教科用図書を選定し、選定理由書を教育委員会へ提出します。

その後、提出された選定理由書を教育委員会事務局において検討いたします。

資料3ページに戻りまして3の日程を御覧ください。5月定例教育委員会会議において、採択手続について報告した後、特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知いたします。その後、選定作業を進めてまいりまして、教育委員会会議において、採択について御審議いただくという流れになっております。

なお、※印にあります「教科用図書の法定展示」についてでございますが、小中学校及び呉高等学校で使用する教科用図書と特別支援学級で使用する一般図書の一部に加え、今年度の採択に係る教科用図書を展示いたします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第9号「令和5年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第27号 令和5年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

教 育 長 次に、日程第5の教議第27号「令和5年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

蒲 原 課 長 教議第27号「令和5年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」御説明いたします。

5ページを御覧ください。この基本方針は、呉高等学校で使用する教科用図書を毎年度採択するために定めるものです。

1の採択基本方針を御覧ください。(1)採択の基本にありますように、教科用図書は、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、関係法令に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された目標や内容等にとり、呉高等学校の生徒に最も適切な教科用図書を採択するものです。

その際、呉高等学校が選定を行い報告された教科用図書について、適正と認めたものを、教育委員会会議で採択することとなっております。

(2)適正かつ公正な採択の確保を御覧ください。適正かつ公正な採択に向けて、教科書発行者等との関係には十分に留意してまいります。

(3)開かれた採択の推進を御覧ください。採択の結果及び理由について、採択後、

呉市のホームページ上で公表してまいります。また、イに掲げる事項について公開する資料を準備してまいります。

2の選定上の留意事項を御覧ください。呉高等学校において選定する際に、選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定すること、学校の実態や教育目標等を考慮し、教育課程に最も適した教科用図書を選定すること、保護者の経済的負担に配慮することに留意してまいります。

本年度の採択についても適正かつ公正に実施してまいります。

説明は以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の教議第27号「令和5年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 選定上の留意事項の(3)に保護者の経済的負担について配慮するとありますが、市又は県の方針、具体的な金額等、目安は決まっていますか。

蒲 原 課 長 特に金額など基準は示されてはおりませんが、保護者の経済的負担については配慮しながら進めて行くことを考えております。

吉 中 委 員 経済的負担は保護者によっていろいろ違ってくるとは思うのですが、例年大きな差がなく、選定するに当たって、例えば、良いものばかりを選ぶと高額になってしまったというときには、そういう面にも配慮しながら選んでいくという捉え方によいですか。

蒲 原 課 長 そのとおりでございます。

吉 中 委 員 基本的には生徒のためのものを選び、経済的なことも考慮しながら、ということですね。小中学校にはない項目ではあると思います。呉市では、高校には特別こういう項目を考慮しながら進めて行くということで、御配慮いただきありがとうございます。

小 谷 委 員 高校の教科書の採択は毎年ありますが、毎年教科書が変わるということですか。

蒲 原 課 長 採択は毎年行いますが、教科書は同じものを使うこともありますし、変わることもあります。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第10号 令和5年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第6の報告第10号「令和5年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

蒲 原 課 長 報告第10号「令和5年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を御説明いたします。7ページを御覧ください。

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に登載

されている教科書から採択しなければならないため、毎年度、実施することとなっております。

1の採択の方針を御覧ください。採択は、先ほど議決いただいた基本方針に基づいて行います。

2の採択の手順についてでございますが、まず8ページを御覧ください。採択は、図で示しております①から⑥の手順に従い進めてまいります。調査・研究委員会における綿密な調査・研究及び選定委員会での審議を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

9ページを御覧ください。選定委員会及び調査・研究委員会の構成等については、「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」の「2 選定委員会」「3 調査・研究委員会」で示してありますように選定委員を呉高等学校の校長、教頭、地域代表、学識経験者等、調査・研究委員を呉高等学校の教員とし、それぞれの委員会を構成することとしております。

7ページにお戻りください。3の日程を御覧ください。今後、選定委員会と調査・研究委員会を開催し、作業を進めてまいります。そして、選定委員会委員長である呉高等学校長から教育長に審議した結果に理由を付して報告いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

説明は以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の報告第10号「令和5年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第11号 令和4年度学校別児童・生徒数について

教 育 長 次に、日程第7の報告第11号「令和4年度学校別児童・生徒数について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

蒲 原 課 長 報告第11号「令和4年度学校別児童・生徒数について」御説明いたします。

11ページを御覧ください。令和4年5月1日現在の呉市立小・中学校の児童・生徒数及び各学校の学級数が確定しました。

まず、児童・生徒数について御説明します。

11ページ、最も下の段の小学校の合計欄を御覧ください。真ん中やや右、9,451とあります。これが小学校児童総数となります。小学校児童総数は、9,451名で、前年度に比べ350名減少しております。

また、先ほどの児童総数の左隣、特別支援学級に在籍する児童数の合計値を御覧ください。小学校は359名で、前年度と比べ23名増加しています。

続いて12ページ、最も下の段にある中学校の合計欄を御覧ください。

小学校と同様に、真ん中やや右にある4,915。これが中学校生徒総数となります。中学校生徒総数は、4,915名で、前年度に比べ50名増加しております。

また、生徒総数の左隣、特別支援学級に在籍する生徒数は、141名で、前年度に

比べ15名増加しています。

また、小・中学校とも、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、増加傾向にあります。

次に、学級数についてです。11ページにお戻りください。右側にあります編制学級数の表の中に網掛けがしてあり、「0.5」という数字が入っている学校がございます。番号32番、蒲刈小学校の欄を見ていただきますと、通常学級の3、4年及び5、6年にそれぞれ「0.5」の数字が入っておりますが、これは3、4年及び5、6年が複式学級であることを意味し、3、4年で1学級、5、6年で1学級とカウントすることとなっております。現在、市内小・中学校で複式学級のある学校は、この蒲刈小学校と豊小学校のみとなっております。

それでは、今年度の小・中学校の学級数について御説明します。

小学校の学級編制の基準については、1年生から3年生につきましては35人、4年生から6年生につきましては40人でございます。また、中学校の学級編制の基準については、40人でございます。

なお、小学校3年生につきましては、昨年度までは40人でしたが、令和3年4月に国の法律が改正されたことにより、35人に引き下げられております。来年度、令和5年度は4年生において35人、令和6年度は5年生において35人、令和7年度は6年生において35人というように、計画的に引き下げられます。

それでは、11ページの右下を御覧ください。小学校における学級数については、一番下の右から三つ目の欄が通常学級数で、343学級です。その右隣が特別支援学級数で、89学級、合計で、432学級となります。前年度に比べ、通常学級数が9学級減少し、特別支援学級が3学級増加しております。全体では、6学級減少したこととなります。12ページの右下を御覧ください。

中学校における学級数については、一番下の右から三つ目の欄が通常学級数で、161学級です。その右隣が特別支援学級数で、47学級、合計で、208学級となります。前年度に比べ、通常学級数が2学級、特別支援学級が3学級減少しており、全体では、5学級減少したこととなります。

5月1日の児童・生徒数により、学級数は確定し、その学級数により教員定数が決定いたしました。

説明は以上です。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第7の報告第11号「令和4年度学校別児童・生徒数について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第28号 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 　次に、日程第8の教議第28号「呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

蒲原課長 教議第28号「呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」御説明いたします。

資料14ページを御覧ください。議案資料をもとに、御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてですが、この度の改正につきましては、広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部改正に準じて、所要の規定の整備を行うものです。

2の改正の内容につきましては、大きく2点ございます。

1点目については、資料15ページの新旧対照表を御覧ください。別記様式第1号能力評価書の右上に押印欄がありますが、これを削ります。別記様式第2号から別記様式第5号についても同様です。

2点目については、資料13ページを御覧ください。別記様式第6号中の業績評価書について、右下にある「当初面談」「中間面談」「最終面談」の面談日の記入欄を加えます。

3の施行期日につきましては、令和4年6月1日としております。

説明は、以上でございます。

教育長 ただ今、事務局から日程第8の教議第28号「呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第12号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教育長 次に、日程第9の報告第12号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊藤課長 報告第12号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」御説明いたします。資料21ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております呉市立学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況及び学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。令和4年4月1日から5月25日までの数値を示しております。陽性者が発生した学校は延べ484校、臨時休業を実施した学校、これは、学級閉鎖や学年閉鎖を実施した学校となりますが、これが延べ223校、陽性となった学校関係者は延べ659名となっております。

次に、2の学校の対応についてを御覧ください。昨日、5月25日に「学校生活における児童生徒のマスクの着用について」を学校に通知しております。これから夏季を迎えるに当たり、(1)から(4)の内容について、教職員への周知徹底、児童生徒への指導及び保護者への周知を図るためでございます。

(1)は、屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の

際には、マスクの着用は必要ないこと、(2)は、運動部活動についても、体育の授業に準じつつ各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応することが重要であること、(3)は、熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ないこと、また、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声を掛けるなどの指導が必要であり、その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導すること、(4)は、休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用の必要はないことについて示しております。

説明は以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第9の報告第12号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

小 谷 委 員 長い間コロナで絶対にマスクをしなくてはならないということを小学校などで徹底してきたと思いますが、昨日通知したということで、これからこのように変わってどうしていいかわからない、特に低学年の児童さんたちもいると思います。この話を子供たちや保護者の皆さんに十分に伝えていただきたいと思います。

伊 藤 課 長 マスクの着用につきましては、これまでも国のマニュアルに沿って対応しております。例えば「身体的距離が十分に取れない時は、マスクは着用すべき。身体的距離が十分に確保できる場合はマスクの着用は必要ありません。」という表記はこれまでのマニュアルにも示されているところです。

今後、改めて通知することで学校も取り組んで行くこととなりますので、発達段階に合わせてしっかり子供たちに理解させ、保護者の皆さんにも理解をいただきながら取り組んでいくことが大切だと考えております。

石 川 副 部 長 小谷委員の心配されたことにつきましては、今日午前中にありました、教頭会で教育長、そして担当課長の方からも、小学生低学年から発達段階に応じた分かりやすい丁寧な指導をするようにと伝えていきます。また、学校の方からも地域の実態に合わせて保護者へ周知するように伝えたとところでございます。

小 谷 委 員 分かりました。よろしくをお願いします。

吉 中 委 員 学校生活の中で、外したり着けたりする場面が増えると思います。外すと、落としたり、誰のものかわからなくなるとか、落ちているマスクの拾い方、使い捨てのマスクや、使い捨てでないマスクの扱い方等も丁寧に指導する必要があるのかなと感じました。

伊 藤 課 長 着けたり、外したりという場面が多くなりますと、扱い方、外した時の保管の仕方というところはとても大事になってくると思います。これから水泳指導も始まると、外した後の扱い方等、指導する場面も多くなります。学校の子供たちに丁寧に指導できるよう対応していきたいと考えております。

佐々木委員 指導の内容に「身体的距離は何メートル」とか具体性を持たせてやれば指導しやすいのではないですか。クラブ活動などは熱中症に気をつけて「こんな時は外していいよ。」などと言っても不安で外さない生徒さんもいると思います。そんな生徒さんに対して、感染対策を含めてどのように指導していくのが大事になっていく

のではないかと思います。その辺も含めて御配慮いただきたいと思います。

伊藤課長 身体的距離でございますが、国のマニュアルではできるだけ2m、少なくとも1mを目安で、となっておりますので、それらを参考にしながら子供たちに指導していく必要があると考えております。

それから、この度の通知の中でも、「様々な理由でマスクの着用を希望する児童、生徒に対しても配慮してください。」ということで、強制はできないというところではあるのですが、外す場面、着ける必要がある場面については、指導しながら一人一人の置かれている事情にも配慮しながら学校で指導していくように校長会、教頭会でも繰り返し伝えていきたいと考えております。

佐々木委員 これからは、今までとは逆の考え方が出てくると思います。例えばマスクを着けている子に対して「何で外さないのか。」など、今までと逆の指導も必要だと思います。まだ、いつ、誰が感染するか分からないというのが前提にあります。現場の先生方には引き続き指導をお願いしたいと思います。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第13号 寄附受納について

教育長 次に、日程第10の報告第13号「寄附受納について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

惣引課長 報告第13号「寄附受納について」御説明いたします。資料23ページを御覧ください。

この度、創価学会より、呉市立音戸小学校の児童に対し、72万2,900円相当の物品の寄附申込みがあり、4月26日にこれを受納しました。

本件は、創価学会から、活字文化の復興を目指し、辺地や離島、自然災害で被害を受けた学校などに対し行っている「優良図書への贈呈活動」の一環として、図書及び書架を寄附したいとの申出があり、これを受けることとしたものです。

この寄附については、同日、4月26日に、贈呈式を行っております。

説明は、以上でございます。

教育長 ただ今、事務局から日程第10の報告第13号「寄附受納について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(14:46)

教議第29号 臨時代理の承認について（学校給食の在り方について（報告））

(非公開案件です。)

教育長 それでは、これより秘密会の議題に入ります。

(1 5 : 2 2)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(1 5 : 3 0)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 佐々木 元)

(委 員 小 谷 眞喜子)

(令和4年5月26日定例会)